

# 官報号外

平成十年五月十八日

## ○第一百四十二回 参議院会議録第二十七号

平成十年五月十八日(月曜日)

午後零時四分開議

○議事日程 第二十七号

平成十年五月十八日

正午開議

第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議事日程(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関等が行う特定

金融取引の一括清算に付した案件

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

ついて提出者の趣旨説明を求める存じます  
が、御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。松永大蔵大臣。

〔国務大臣松永光君登壇、拍手〕

○国務大臣(松永光君) ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び金融機関等が行う特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

金銭取引の一括清算に付した案件

明申し上げます。

まず、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国との調和を図りつつ、自由かつ公正で内外の利用者に資する金融システムを構築するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行つものであります。

以下、その大要を申し上げます。

国民のよりよい資産運用を可能とするため、証券投資法人制度の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券の募集の取り扱い等を可能とする等の措置を講ずることと

しております。

第二に、活力ある仲介活動を通じた魅力ある

サービスの提供を可能とするため、証券業について

て現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、

その專業義務を見直し、幅広い業務を行うことを

可能とするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参

入の促進等の措置を講ずることとしております。

第三に、投資者や資金調達者にとって多様な市

場や取引の枠組みの利用が可能となるように、証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し、店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システムを証券業として整理する等の規定整備を行うこととしております。

第四に、利用者が安心して取引を行えるよう

に、企業内容の開示を連結主体に移行することや

金融機関及び証券会社に説明書類の公衆縦覧を義務づけること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や銀行及び保険会社の子会社の範囲の明確化並びに破綻の際の備えとしての投資者保護基金及び保険契約者保護機構の創設等の措置を講ずることとしております。

次に、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に付する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、特定金融取引の決済の安定性の確保と取引の活性化を図ることにより、我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資するためのものであります。

具体的には、銀行、証券会社等の金融機関を一方の当事者とするデリバティブ取引等について、当事者の一方が倒産した場合、当該取引に関する多数の債権債務を一括して清算した後の一本の債権を、破産手続または会社更生手続上の債権として取り扱う旨を規定することにより、いわゆる一括清算ネットティング契約の法的効力を明確化することとしております。

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上、四法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。笛野貞子君。

(笛野貞子君登壇、拍手)

○ 笹野真子君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案外三案に対し、橋本總理並びに松永大蔵大臣に対し質問を申し上げます。

まず、我が國経済の現状認識についてであります。

戦後最悪とも言われる今回の政策不況は泥沼化の様相を呈しており、まさにデフレスパイナルに陥った感じがあります。本年四月の卸売物価は前年比二・三%の下落と実に十年九ヶ月ぶりの下げ幅となり、消費者物価の上昇率も急速に低下しております。また、広義のマネー・サプライも収縮しており、これが企業収益を圧迫し、失業率は過去最悪の水準となっています。このような戦後最悪の経済環境下において金融ビッグバンを強行することは少なからぬ混乱を生じかねませんが、そのような懸念はないのでしょうか。とりわけ、雇用面に大きな影響を与えるかねないと考えますが、経済の現状認識と金融ビッグバンが与える経済への悪影響について、総理の見解を求めたいと思います。

次に、金融不祥事についてであります。

一度にわたる証券スキヤンダルの発覚等、昨年来、金融関係に絡む不祥事が絶えません。大蔵省の現職の金融検査官が、複数の大手銀行から検査に絡んで過剰接待を受けたとして東京地検特捜部に逮捕され、また、五十年ぶりとも言われる大蔵省キャリアの逮捕に至っております。九五年に発覚した元東京協和信組理事長による過剰接待に絡んで田谷元東京税関長、中島元財政金融研究所長が大蔵省を辞任したのを初めとして、大蔵省OB

である井坂道路公団理事の政府保証外債をめぐる

不祥事の発覚等々、金融機関からの接待を当然視してきた大蔵省の構造的腐敗と言つても過言ではありません。まさに言語道断であります。

そればかりか、前代未聞とも言うべき日本銀行幹部職員の汚職事件が摘要され、日銀総裁、副総裁が辞任に追い込まれ、我が国の金融システムそのものに対する内外の信用を大きく失墜させたのであります。

大蔵省、日銀は過剰接待問題に関して先般関係者の処分を発表しましたが、内部調査自体が徹底を欠き、極めてあいまいな処分だと言わざるを得ません。それ以上に問題なのは、これらの事態を放置してきた政府の政治責任が極めて重大だといふことです。

総理は、一連の大蔵省、日銀の不祥事に対してどのように責任をとり、また、今後、大蔵省、日銀当局と金融機関との癒着関係をどのように断ち切っていくとするのか、また、内外で失われた金融システムに対する不信感をどのように払拭していくとするのか、あわせて御見解を伺つておきたいと思います。

金融ビッグバンを遂行するに際しては、取引の自由化と並んで公正取引ルールの確立がなされなければなりません。とりわけ、日銀の幹部職員がインサイダー取引まがいの容疑をかけられたことは極めて重大であり、このようなインサイダー一体質を根絶しない限り、公正な市場競争を期待する

ざるを得ません。

例えば、アメリカではインサイダー取引に対しでは、十年以下の禁固刑に加えて、不当利益の三倍もの民事制裁金が科せられる規定であります。

しかしながら、我が国では三年以下の懲役刑にとどまります。さらに、監督官への虚偽報告違反についても、一年の懲役刑がようやくのことです。

しかし、我が国では三十年以下の禁固刑が規定されています。金融自由化の先進国アメリカでは、自由な金融取引を認めていますが、法違反に対しては非常に厳しい罰則が規定されていますことを我が国も大いに参考とすべきではないでしょうか。ビッグバンを遂行するにはアンフェアな市場であつてはならず、公正取引ルールを守らない金融犯罪に対しては、一層の罰則強化が肝要なのであります。総理、大蔵大臣、この点について御見解をお伺いします。

次に、東南アジアを中心とした今回の金融危機が今後の我が国経済、さらには世界経済に大きな影響をもたらしていくのではないかということがあります。とりわけ、邦銀の新たな不良債権の発生ということが懸念されますが、どうでしようか。

我が国の株式市場では、景気の失速とあわせ、今回の通貨危機で銀行等のアジア向け投資が、多額の不良債権化することの不安から、日銀平均株価は低迷した状態が続いている。邦銀のアジア向け債権の残高は約二千七百億ドル、約三十五兆円にも達しようとしておりますが、これらの融資もインサイダー取引の罰則規定を強化する措置が

また、アジアの通貨危機に対しても我が国はどのように対応していくのか、総理の御見解を伺いたいと思います。

次に、ビッグバンを成功に導いていくために金融・証券税制の抜本的な見直しが不可欠であります。金融取引のグローバル化に合わせて、いわゆるグローバルスタンダードと整合性のとれた税制に改革しなければ、資金が海外へシフトして我が国市場の空洞化が生ずる懸念があり、現にロンドン市場における日本株の売買高は東京市場の一割前後にまで急増しているのであります。

私は、有価証券取引税、取引所税の即時撤廃等とあわせて、個人投資家を証券市場に回帰させるような税制上のインセンティブ、すなわち、欧米諸国のようにキャピタルゲインの少額非課税制度を設け、個人投資家を株式市場に呼び戻す税制が必要だと考えますが、大蔵大臣の見解を求める

次に、損害保険料率の自由化問題についてあります。政府案によりますと、本年七月より、自動車保険料率の使用義務が廃止され、年齢別、地域別に異なる保険料率を設定した新しい保険が販売されるようになります。しかし、自由化も時とすれば消費者の利益に直結しない場合もあります。現に保険料が自由化されているアメリカにおいては、若年層の保険料率が高騰し、さらには保険契約の引き受け拒否も加わって無保険車が急増し、大きな社会問題になつていると聞いております。無保険車の数は実際に一千七百万台にも及んでおり、イギリスでも同様のケースが報告されています。こ



に反省しなければならないと考えております。現在

在、客観的かつ公正なルールに基づく透明性と信頼性の高い金融システムを構築すべく、その改革に取り組んでおります。

罰則についてもお尋ねがございました。

金融システム改革においては、公正かつ透明な市場を構築することが何より重要という観点から、さきの臨時国会における金融関係全般にわたる罰則強化に加え、今回の法案におましても、不公正取引に対する厳格なペナルティーを整備いたしております。

また、アジアの金融危機による邦銀の不良債権の現状と今後の見通しについてのお尋ねがございました。

邦銀のアジア向け債権は総資産の約三%程度でありまして、また、信用リスク等に配慮した融資を行っていることを踏まえますと、今般のアジアの問題が邦銀の経営に直ちに重大な影響を与えた点考えておりません。

また、アジア通貨危機に対する我が国の対応についてもお尋ねがございました。

我が国は、これまで世界最大規模の約四百一十億ドルの支援を行っております。また、IMFを中心とした国際的支援の枠組みであるマニラ・フレームワークの策定におきましても積極的な役割を果たしてまいりました。今後とも、関係各國や国際機関と密接に連携しながらアジアの通貨の安定に十分貢献していく考えであります。

また、円の国際化についてのお尋ねもございました。

金融システム改革においては、公正かつ透明な市場を構築することが何より重要という観点から、さきの臨時国会における金融関係全般にわたる罰則強化に加え、今回の法案におましても、不公正取引に対する厳格なペナルティーを整備いたしております。

また、アジアの金融危機による邦銀の不良債権の現状と今後の見通しについてのお尋ねがございました。

邦銀のアジア向け債権は総資産の約三%程度でありまして、また、信用リスク等に配慮した融資を行っていることを踏まえますと、今般のアジアの問題が邦銀の経営に直ちに重大な影響を与えた点考えておりません。

また、アジア通貨危機に対する我が国の対応についてもお尋ねがございました。

我が国は、これまで世界最大規模の約四百一十億ドルの支援を行っております。また、IMFを中心とした国際的支援の枠組みであるマニラ・フレームワークの策定におきましても積極的な役割を果たしてまいりました。今後とも、関係各國や国際機関と密接に連携しながらアジアの通貨の安定に十分貢献していく考えであります。

また、円の国際化についてのお尋ねもございました。

## 号外 報

|  |  |
|--|--|
| 円資産の運用、調達の場としての東京市場の利便性を高めることが、円の国際性を高めるために必要との考え方から、短期金融市场の整備等に努めてまいりました。   | また、政府短期証券につきましては、日銀引き受けが財政法上で許容されておりまして、現状で具体的な支障が生じているとは考えておりません。いずれにしても、政府短期証券のあり方は、短期金融市场、国庫制度、財政制度等の総合的な観点から検討されるべき問題だと思つております。                      |
| また、政府短期証券につきましては、日銀引き受けが財政法上で許容されておりまして、現状で具体的な支障が生じているとは考えておりません。いずれにしても、政府短期証券のあり方は、短期金融市场、国庫制度、財政制度等の総合的な観点から検討されるべき問題だと思つております。                      | また、政府短期証券につきましては、日銀引き受けが財政法上で許容されておりまして、現状で具体的な支障が生じているとは考えておりません。いずれにしても、政府短期証券のあり方は、短期金融市场、国庫制度、財政制度等の総合的な観点から検討されるべき問題だと思つております。                      |
| なお、国債に係る非居住者の利子源泉徴収の問題でありますが、現在の原則を変えることは慎重でなければならないと思いますが、いずれにせよ、金融課税につきましては、市場環境整備を含めた適正課税担保のための措置とあわせて検討を行つていく必要があると考えております。                          | なお、国債に係る非居住者の利子源泉徴収の問題でありますが、現在の原則を変えることは慎重でなければならないと思いますが、いずれにせよ、金融課税につきましては、市場環境整備を含めた適正課税担保のための措置とあわせて検討を行つていく必要があると考えております。                          |
| また、金融システム改革後の金融サービスについてもお尋ねをいただきました。   | また、金融システム改革後の金融サービスについてもお尋ねをいただきました。   |
| この改革の実施によりまして、個人利用者サイドに立ったきめの細かいサービスなど、多様な金融サービスが提供されるようになりますことから、利用者である国民は、みずからの一々々により適合したものを選ぶことが可能になると考えております。  | この改革の実施によりまして、個人利用者サイドに立ったきめの細かいサービスなど、多様な金融サービスが提供されるようになりますことから、利用者である国民は、みずからの一々々により適合したものを選ぶことが可能になると考えております。  |
| 株式譲渡益に関する課税のあり方についてのお尋ねでございましたが、現行の株式等譲渡益課税の不公平取引により得た財産をすべて没収・追徴することができる等の措置を講じておるところでございます。  | 株式譲渡益に関する課税のあり方についてのお尋ねでございましたが、現行の株式等譲渡益課税の不公平取引により得た財産をすべて没収・追徴することができる等の措置を講じておるところでございます。  |
| この改革の実施によりまして、個人利用者サイドに立ったきめの細かいサービスなど、多様な金融サービスが提供されるようになりますことから、利用者である国民は、みずからの一々々により適合したものを選ぶことが可能になると考えております。  | この改革の実施によりまして、個人利用者サイドに立ったきめの細かいサービスなど、多様な金融サービスが提供されるようになりますことから、利用者である国民は、みずからの一々々により適合したものを選ぶことが可能になると考えております。  |
| その一は、金融機関の連鎖的破綻を回避し、我が国の金融市场が危機的状態に陥ることを何としても防ぐという短期的目標であります。  | その一は、金融機関の連鎖的破綻を回避し、我が国の金融市场が危機的状態に陥ることを何としても防ぐという短期的目標であります。  |
| 金融システムの安定化を進めるに当たって、大きく分けて三つの目標が想定されます。  | 金融システムの安定化を進めるに当たって、大きく分けて三つの目標が想定されます。  |
| その二は、金融機関の本來の役割である融資機能をできるだけ強化し、地域経済に十分に寄与するだけの体力を個々の金融機関が身につけるとともに防ぐという短期的目標であります。  | その二は、金融機関の本來の役割である融資機能をできるだけ強化し、地域経済に十分に寄与するだけの体力を個々の金融機関が身につけるとともに防ぐという短期的目標であります。  |
| その三は、金融機関の運営に十分に寄与する経済運営に適合した安定した金融システムの構築を目指し、健全な財政構造の確立と相まって、二十一世紀における経済、財政の安定運営に寄与するという長期的目標であります。  | その三は、金融機関の運営に十分に寄与する経済運営に適合した安定した金融システムの構築を目指し、健全な財政構造の確立と相まって、二十一世紀における経済、財政の安定運営に寄与するという長期的目標であります。  |
| そして、第三の目標は、二十一世紀に展開される経済運営に適合した安定した金融システムの構築を目指し、健全な財政構造の確立と相まって、二十一世紀における経済、財政の安定運営に寄与するという長期的目標であります。  | そして、第三の目標は、二十一世紀に展開される経済運営に適合した安定した金融システムの構築を目指し、健全な財政構造の確立と相まって、二十一世紀における経済、財政の安定運営に寄与するという長期的目標であります。  |
| 住専問題から始まって、本年二月の金融システムの安定化のための緊急対策までの一連の金融安定化策は、このうちの短期及び中期に対する対策が中心であります。それによって、昨年の秋の大手金融機関の相次ぐ破綻を通して、我が国の金融市场を襲った危機的状態からようやく脱したと言えますが、中期的目標については、三十兆円の | 住専問題から始まって、本年二月の金融システムの安定化のための緊急対策までの一連の金融安定化策は、このうちの短期及び中期に対する対策が中心であります。それによって、昨年の秋の大手金融機関の相次ぐ破綻を通して、我が国の金融市场を襲った危機的状態からようやく脱したと言えますが、中期的目標については、三十兆円の |

○議長(斎藤十朗君) 牛嶋正君。

〔牛嶋正君登壇、拍手〕

○牛嶋正君 私は、公明を代表して、ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法

律並びに関係大臣に質問するものであります。

四月一日より新日銀法及び改正外為法が施行され、我が国は大きく国際化へ向けて第一步を踏み出しました。しかし、国内金融は今もって金融不安は払拭されず、これが我が国経済の低迷の一因になつております。

また、生保のセーフティネットにつきましては、保険契約者保護機構を創設し契約者保護の充実を図り、ディスクロージャーについては、罰則によりその義務づけを担保し、経営の透明性を高めることとしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣松永光君登壇、拍手〕

○国務大臣(松永光君) 笹野議員にお答えいたします。

まず、法令違反に対する罰則の点でござりますが、総理から御答弁がありました。

が、総理から御答弁がありました。

一点だけ追加させていただきますと、今回の法律案においては、インサイダー取引や相場操縦等でなければならないと思いますが、いずれにせよ、金融課税につきましては、市場環境整備を含めた適正課税担保のための措置とあわせて検討を行つていく必要があると考えております。

また、金融システム改革後の金融サービスについてもお尋ねをいただきました。

この改革の実施によりまして、個人利用者サイドに立ったきめの細かいサービスなど、多様な金融サービスが提供されるようになりますことから、利用者である国民は、みずからの一々々により適合したものを選ぶことが可能になると考えております。

株式譲渡益に関する課税のあり方についてのお尋ねでございましたが、現行の株式等譲渡益課税の不公平取引により得た財産をすべて没収・追徴することができる等の措置を講じておるところでございます。

その一は、金融機関の連鎖的破綻を回避し、我が国の金融市场が危機的状態に陥ることを何としても防ぐという短期的目標であります。

金融システムの安定化を進めるに当たって、大きく分けて三つの目標が想定されます。

その二は、金融機関の本來の役割である融資機能をできるだけ強化し、地域経済に十分に寄与するだけの体力を個々の金融機関が身につけるとともに防ぐという短期的目標であります。

その三は、金融機関の運営に十分に寄与する経済運営に適合した安定した金融システムの構築を目指し、健全な財政構造の確立と相まって、二十一世紀における経済、財政の安定運営に寄与するという長期的目標であります。

そして、第三の目標は、二十一世紀に展開される経済運営に適合した安定した金融システムの構築を目指し、健全な財政構造の確立と相まって、二十一世紀における経済、財政の安定運営に寄与するという長期的目標であります。

住専問題から始まって、本年二月の金融システムの安定化のための緊急対策までの一連の金融

安定化策は、このうちの短期及び中期に対する対策が中心であります。それによって、昨年の秋の大手金融機関の相次ぐ破綻を通して、我が国の

金融市场を襲った危機的状態からようやく脱したと言えますが、中期的目標については、三十兆円の

公的資金の導入にもかかわらず、依然として貸し済りは続いている。十分な成果が得られているとは言いがたいのです。総理は貸し済りは正に努めていると言つてこられましたが、貸し済りはどう是正されているのか、お尋ねいたします。

今、金融システムの安定化を着実に進め、もう融資機能を十分に備えた金融システムの構築に当たって、その基本が、個々の金融機関が思い切つたりストラに努め、不良債権の処理に当たり、もって経営基盤の強化に努めることにあるとすれば、行政が進めるべき安定化策はあくまでリストラ型安定化策に徹するべきであります。

しかるに、三十兆円の公的資金の導入を伴う今回の緊急措置も含めて、これまでの我が国の金融行政は、個々の金融機関に手を差し伸べ過ぎてきただと言わざるを得ません。すなわち、いまだに護送船団方式とか、救済型と呼ばれる安定化策の域を出ていないのであります。そのため、自己資本比率は少しは改善されてきたが、個々の金融機関の経営基盤は、不良債権の処理がおくれていてもおり、着実に強化されているとは言いがたいのであります。

今後、ビッグバンの進展に対して、経営基盤の弱さが目立つ我が国金融機関は、果たしてそれに対応できるのでしょうか。総理の御所見をお伺いします。

さて、二十一世紀まであと一年足らずとなつた今の時点を考えると、金融システムの安定化策を進めるに当たって、当然長期的目標を視野に入れておかなければなりませんが、これまでの安定化策では、この点が欠けていたため、中期的目標のための安定化策を進める中で、長期的目標から

は言ひがたいのです。総理は貸し済りは正に努めていると言つてこられましたが、貸し済りはどう是正されているのか、お尋ねいたします。

今、金融システムの安定化を着実に進め、もう融資機能を十分に備えた金融システムの構築に当たって、その基本が、個々の金融機関が思い切つたりストラに努め、不良債権の処理に当たり、もって経営基盤の強化に努めることにあるとすれば、行政が進めるべき安定化策はあくまでリストラ型安定化策に徹するべきであります。

しかるに、三十兆円の公的資金の導入を伴う今回の緊急措置も含めて、これまでの我が国の金融行政は、個々の金融機関に手を差し伸べ過ぎてきただと言わざるを得ません。すなわち、いまだに護送船団方式とか、救済型と呼ばれる安定化策の域を出ていないのであります。そのため、自己資本比率は少しは改善されてきたが、個々の金融機関の経営基盤は、不良債権の処理がおくれていてもおり、着実に強化されているとは言いがたいのであります。

今後、ビッグバンの進展に対して、経営基盤の弱さが目立つ我が国金融機関は、果たしてそれに対応できるのでしょうか。総理の御所見をお伺いします。

さて、二十一世紀まであと一年足らずとなつた今の時点を考えると、金融システムの安定化策を進めるに当たって、当然長期的目標を視野に入れておかなければなりませんが、これまでの安定化策では、この点が欠けていたため、中期的目標のための安定化策を進める中で、長期的目標から

見て問題を残すという結果が幾つか指摘されるのであります。

例えば、金融機関の貸し済りに対しても、政府関係機関を通して中小企業への融資枠の拡大がなされていますが、民間金融と公的金融のバランスを考慮した場合、後に問題を残すことも懸念されます。すなわち、政府関係機関の融資枠の拡大によって、公的金融の民間金融に対する補完という地位が崩れるとき、我が国の金融システムはグローバルスタンダードから一層乖離することになるのではないかと考えますが、この点に関する総理の御見解をお尋ねします。

二十一世紀に展開される経済運営に適合した安定的な金融システムの構築に当たって重要なことは、我が国の現在の金融システムの特徴をある程度残しながら、グローバルスタンダードに適合したシステムをどのように構築していくかにあると考えます。

現在の我が国の金融システムは、やや間接金融に偏りがあり、また、公的金融のウエートが諸外国に比べて高くなっていることは明らかであります。そのことが長期資金及び短期資金の融資に当たって資金の流れをかなり悪くしており、そのため、金融システムは資源の効率的利用の実現に必ずしも寄与してこなかつたのであります。我が国

の金融市場における直接金融と間接金融及び長期金融と短期金融のあり方について、大蔵大臣に今後の方針づけをお尋ねします。

まさに、今回の金融システムの改革法は、長期的目標の実現を目指して立案されたプランではあります。この改革案を実行することだけで、二十一世紀の経済運営を支えることのできる金融シ

ステムの構築が可能かについては、若干の疑問が残ります。

一般的に見れば、短期金融は間接金融によって、また、長期金融は直接金融によってその資金の流れが調整されるものであります。我が国では直接金融が十分に育っていないため、長期金融のかなりの部分を間接金融が受け持つという形をとっております。さらに、そこに公的金融が割り込むという形をとっているため、公的金融はもはや民間金融の補完という役割を超えております。そして資金が金融市場全体で供給過剰の状態が続くとき、民間金融と公的金融の競争関係が強まり、これが金融不安定の一要因となっていることは確かであります。

このことを考慮すると、今回の金融システム改革関連法案において、公的金融に対する改革案ないしは見直し案が含まれていないことは、二十一世紀の経済運営に適合した金融システムの構築を目指すに当たって、最も重要な部分が脱落していると言わざるを得ないのであります。なぜ、公的金融の見直しが欠落したのか、大蔵大臣にお伺いします。

このように、個々の分野におけるシステムの改革や市場の整備だけにとどまらず、公的金融や農水産業の信用事業も含めたより総合的な改革案を作成し、二十一世紀に目指す金融システムのビジョンの実現に努めなければ、千二百兆円にも上る個人金融資産の有効な運用はおぼつかなく、海外への資金の流出を食いとめることはできないものと考えます。最後に、この点についての総理の見解を求めて、私の質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（橋本龍太郎君） 牛嶋議員にお答えを申し上げます。

まず、今般の金融システム安定化策により、貸し済りが是正されたかとのお尋ねがございました。

残念ながら、なお問題を残しております。今般の対策等により、金融システム不安が遠のいたこともありまして、貸し済りの状況が緩和していくことを期待しておりますが、いずれにせよ、金融機関の融資動向につきましては、引き続き注視してまいります。

次に、ビッグバンへの我が国金融機関の対応についてのお尋ねがございました。

不良債権問題の早期処理を図りながら、金融システム改革を推進することは緊要な課題でありまして、この改革の実施による商品・業務等の自由化などを通じまして、各金融機関がみずからの経営判断に基づき、得意分野への重点化など、おのれの努力を払うことによりまして、適切に対応していくものと期待をいたしております。

次に、政府系金融機関について御意見をいただきました。

政府系金融機関は、新たな政策課題に対応する一方におきまして、民業補元という観点から民間で対応可能なものは対象から除外する等の見直しを行つてまいりました。こうした流れの中、平成九年の特殊法人の見直しにおきましては、機関そのものの統廃合等、抜本的な見直しを行うこととしたところでございます。

次に、金融システム全体の基本的枠組みについてのビジョンが欠けているのではないか、そういう御指摘をいただきました。

今回の改革は、フリー、フェア、グローバルといふその統一的な理念のもとに、我が国の金融システム全般を総合的に改革しようとするものであります。改革の遂行により、バランスのとれた安定した金融システムが実現するものと考えております。

また、情報開示や金融サービス法についてお尋ねをいただきました。

今般の金融システム改革法案では、ティスクローダーの充実や公正取引ルールの整備拡充等によりまして、利用者保護や取引の公正性確保に

ついて十分な配慮が行われているものと考えております。また、いわゆる金融サービス法につきましては、中期的な視点に立つて幅広く理論的な検討を行つておられます。

最後に、より総合的な改革案を立案すべきではないかというお尋ねをいただきました。

今回の改革は、我が国金融システム全般を可能な限り総合的に改革しようとするものであります。改めて、改革の実現により、国民によりよい資産の運用と資金調達の道を開き、我が国金融資本市場を活性化させることになると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣松永光君登壇、拍手)

○國務大臣(松永光君) 牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

今後の直接金融と間接金融及び長期金融と短期金融のあり方についてのお尋ねがございました。

国民によりよい資産運用の道を開くことを目指す今回の改革により、直接金融の役割が大きくなることを通じて、長期、短期を含む我が国金融全体が、効率的な資源分配を実現するよりバランスのとれたものになると考えております。

次に、公的金融についての、また長期金融についてのお尋ねがございましたが、政府系金融機関は、民間金融では対応困難な長期金融等を中心に対応することとし、同時に民業補元の観点から民間で対応可能なものは対象から除外する、こういった見直しを行つてきたところであります。

こうした流れの中で、昨年、特殊法人の見直しがおこなわれたところです。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 星野明市君。

〔星野明市君登壇、拍手〕

○星野明市君 私は、自由党を代表して、だいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案外二法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

四月一日より改正外為法が施行され、我が国金融状況が一変しようとしています。金融業界は、外国金融機関との間で真の国際競争力が問われるようとしております。もう既にビッグバンは始動したのであります。しかし、それに対し、橋本内閣のビッグバンに対する政策は積極的な戦略性が全くありません。

まず第一に、バブル崩壊により、我が国経済がこうむった痛手はまだいえどおりません。加えて、橋本内閣のとった九兆円国民負担増加が深刻なダメージをもたらしております。

公的資金による資本注入を行つてビッグバンを乗り切ろうなどというのは、フリー、フェア、グローバルのいずれにも該当しない護送船団行政の復活であり、何の解決にもならないひぼう策であります。不良債権問題は早期に顕在化させ、一刻も早く処理しなくてはなりません。隠ぺいしている内外からの信用回復などできるわけがないのです。

中でも、民間生命保険業の経営が圧迫されることには論をまちません。政府は、銀行の過ちを保険でも繰り返すおつもりでしょうか。株価も低迷する中、早期は正がもたらす影響をどのように考えておられるのか。

また、透明性、公平性を確保する観点から、政令事項である早期は正発令基準、ソルベントシマージン算定基準を法案審議に先立つて明らかにすることをべきであります。これらの基準を国会で審議することが重要であります。

以上について、大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、昨年来、金融機関の破綻が相次ぐ中、保険契約者が不安感、不信感を持つのは当然のことであります。保険契約者の保護に対するスキームが未整備であったことが、それを助長している感は否めません。しかしながら、既に金融ビッグバ

に、あなたはビッグバンを高らかに唱えられた、そういう質問をいたしましたが、総理は、私は高らかに唱えていない、おずおずと言いましたと、

こういうふうに言っておりますが、この総理にビッグバンを行う資格などありません。総理の御所見をお伺いいたします。

以下、順次お伺いいたします。

金融システム改革法では、保険業に早期は正措置を導入しようとしております。異常な超低金利が既に三年目に入つております。超低金利政策もせいぜい一年ぐらいであればカンフル剤としての効果がありますが、もはや深刻な弊害をもたらすのみであり、金利や年金に頼る人たちを圧迫されいざい一年ぐらいであればカンフル剤としての効果がありますが、もはや深刻な弊害をもたらすのみであり、金利や年金に頼る人たちを圧迫され

年金基金を破綻させ、税収をも落ち込ませ、経済をゆがめているのであります。

中でも、民間生命保険業の経営が圧迫されることは論をまちません。政府は、銀行の過ちを保険でも繰り返すおつもりでしょうか。株価も低迷する中、早期は正がもたらす影響をどのように考えておられるのか。

また、透明性、公平性を確保する観点から、政令事項である早期は正発令基準、ソルベントシマージン算定基準を法案審議に先立つて明らかにすることをべきであります。これらの基準を国会で審議することをべきであります。

以上について、大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、昨年来、金融機関の破綻が相次ぐ中、保険契約者が不安感、不信感を持つのは当然のことであります。保険契約者の保護に対するスキームが未整備であったことが、それを助長している感

ンの第一波が始まっている現時点において、保険会社が保険契約者保護機構の負担金に果たして耐え得るでしょうか。

また、金融システム不安がまだ払拭されない中、十年間に四千六百億円の資金は果たして十分な額と言えるのか。基金の不足分については二〇一年三月までの間、政府保証と日銀借り入れによるとしておりますが、これも財政負担につながりかねません。

また、保険業は直接決済システムにリンクしてはいないものの、今後、直接金融市场が拡大していく中、保険業の破綻は金融全体にどのような影響を与えると考えておられるのか。大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、三洋証券・山一証券の破綻に見られるよう、証券会社が多額の負債を抱えて倒産するのは異常な事態であります。本来、証券会社の業務は顧客の注文の執行であり、証券会社の資産はリスク負担内にとどめなければ巨額の負債を抱えることなどありません。破綻した証券会社は本業ではなく、ノンバンク等の子会社や海外債務がその原因であります。

今回、連結ベースにディスクロージャー制度を見直すこととすると同時に、証券会社の自己資本比率規制を見直すこととしておりますが、証券会社の自己資本比率のみで、早期是正効果はあるのでしょうか。大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、SPCについてお伺いいたします。

不動産の証券化については、かねてより我々も主張していたことであり、橋本内閣の対応は遅過ぎると言わざるを得ません。

しかしながら、与党自民党の総合経済対策基本

方針によれば、特別目的会社が発行する証券の流通市場育成のために郵貯・簡保など公的資金を使用するとしており、これは言語道断であります。

SPCは不動産その他の証券化、流動化に資するものではあります。しかし、公的資金でSPCの証券を買い上げるのであれば、公正な市場育成の観点からまさにへんばな対応と言わざるを得ません。マーケットはその参加者が魅力を感じて初めて投資を行い、成立します。公的資金により無理やり需要を創出して、それが果たして市場育成になるとお考えなのでしょうか。橋本総理の明確な答弁を求めます。

ビッグバンを迎える政策順序。今行うべきは不良債権の一掃、金融システム不安につながらない良債権の一掃、金融システム不安につながらないようセーフティーネットの強化、改革の痛みを吸収するための経済対策と構造改革であり、これがビッグバンを迎える正しい順序であります。

口先介入と公的資金による市場操作でビッグバンをスタートさせた橋本内閣には、これらの視点が一切なく、全く支離滅裂であり、悔いを千載に残すことは間違ひありません。

総理の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 星野議員にお答えを申し上げます。

まず第一に、不良債権問題が未解決のままで、金融システム改革を強行すべきではないという御意見をいただきました。

しかし、金融システム改革につきましては、我が国金融市场の空洞化が懸念されており、欧米市

場の革新あるいはユーロの誕生など、国際金融市场が大きく変貌している状況を考えれば、これ以上我が国の金融システムの改革をおくらせることができないと思います。

また、不良債権問題につきましては、さきの総合経済対策におきまして、不良債権問題を本質的に処理するための総合的な施策を決定しているところであります。これは、さきに述べました金融システム改革と相まって経済の活性化に貢献する無理やり需要を創出しても、それが果たして市場育成になるとお考えなのでしょうか。橋本総理の明確な答弁を求めます。

ビッグバンを迎える政策順序。今行うべきは不良債権の一掃、金融システム不安につながらないようセーフティーネットの強化、改革の痛みを吸収するための経済対策と構造改革であり、これがビッグバンを迎える正しい順序であります。

口先介入と公的資金による市場操作でビッグバンを実行する。こうした基本的な考え方に基づいて政策運営を行つておるつもりであります。また、公的資金のABSへの運用のお尋ねがございました。

政府の総合経済対策では、郵貯・簡保資金の運用対象を多様化して、預金者、加入者の利益に資するため、安全確実なABSに対する運用について平成十一年度に向けて検討することいたしております。郵貯・簡保が資金運用対象としてABSを購入することは、市場育成に反するものではないと考えております。

また、現在行うべき経済政策についての御指摘がございました。

今般、政府が行おうとする総合経済対策は、当面の景気回復のための内需拡大と、景気回復の足かせとなつております不良債権問題の本質的な処理を目指すものであります。同時に、私自身がやはり遂げようと強く決意をしている構造改革を見据えて、それに沿う内容といたしております。

また、金融システム安定化対策は既に講じてきているところであります。こうした施策を実施することによって我が国の潜在的な力を發揮させて、個人と企業が主役となる力強い経済を取り戻すべく努力をしてまいります。

最後に、ビッグバンを迎える政策順序等についての御意見をいたしました。

先ほどもお答えをいたしたことでありますけれども、第一に、構造改革に沿う社会資本の整備と減税によって内需をつくり出す。第二に、この十年、我が国経済に重くのしかかってきた不良債権問題の根本的な処理を進めるためにさまざまな仕組みをつくっていく。第三に、企業や個人の活力や創意工夫が生かされるような力強い我が国経済とするために、金融システム改革を初めとする構造改革を実行する。こうした基本的な考え方に基づいて政策運営を行つておるつもりであります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

(国務大臣松永光君登壇、拍手)

○国務大臣(松永光君) 星野議員の御質問にお答えいたします。

まず、保険業に対する早期是正措置等に関するお尋ねであります。この措置は、よく御存じのこととありますけれども、客観的な指標に基づき早急早目に経営改善を求めていくものであります。これによって保険会社の経営の安定性に資する、こう考へておるところであります。また、その発動の基準については、今後、透明性等にも

留意しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、ソルベンシーマージン算定基準について  
は、平成八年度から施行されておる現行保険業法  
の関係省令等で既に明らかにされておると考えて  
おるものでござります。

次に、保険契約者保護についてのお尋ねであります。保険契約者保護機構の必要資金額、保険会社の負担額については、新たな制度に対する保険契約者の信認の確保という側面とともに、保険会社の経営の健全性の確保という側面、この双方を考慮した上で提示させていただいているものであります。

報 (号外)

○議長(前田十郎君) 日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長薬科満治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔薬科満治君登壇、拍手〕

○薬科満治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十一年三月から五月までの間に任期が満了することとなる、全国多数の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙につきまして、その選挙の期日を統一することにより、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図ろうとするものでありますて、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成十一年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については四月二十五日をその選挙の期日とすること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、統一地方選挙の実施の趣旨及び投票率向上への影響、選挙期日の統一と任期との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

|  |
|--|
| <p>○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。</p> |
| <p>投票総数</p>  |
| <p>賛成</p>  |
| <p>反対</p>  |
| <p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p>   |
| <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>   |
| <p>午後一時七分散会</p>  |
| <p>出席者は左のとおり。</p>  |
| <p>議員</p>  |
| <p>魚住裕一郎君</p>  |
| <p>栗原 玲子君</p>  |
| <p>益田 洋介君</p>  |
| <p>松 あきら君</p>  |
| <p>末広まさき君</p>  |
| <p>星野 明市君</p>  |
| <p>武田 節子君</p>  |
| <p>副議長</p>   |
| <p>斎藤 十朗君</p>  |
| <p>加藤 修一君</p>  |
| <p>渡辺 孝男君</p>  |
| <p>山本 保君</p>   |
| <p>大森 礼子君</p>  |
| <p>平野 貞夫君</p>  |
| <p>高野 義孝君</p>  |
| <p>博師君</p>   |

|        |     |         |     |        |     |
|--------|-----|---------|-----|--------|-----|
| 鉢木     | 正孝君 | 戸田      | 邦司君 | 小山     | 孝雄君 |
| 荒木     | 清寛君 | 宮崎      | 秀樹君 | 田村     | 秀昭君 |
| 牛嶋     | 正君  | 及川      | 順郎君 | 風間     | 泉   |
| 木庭健太郎君 |     | 白浜      | 一良君 | 猪熊     | 重二君 |
| 扇      | 千景君 | 芦尾      | 長司君 | 平井     | 信也君 |
| 及川     |     | 狩野      | 安君  | 永野     | 祀君  |
|        |     | 當本      | 曉子君 | 大久保直彥君 |     |
|        |     | 常田      | 公平君 | 水野     | 誠一君 |
|        |     | 田村      | 享詳君 | 塙崎     | 卓志君 |
|        |     | 長峯      | 基君  | 奥村     | 恭久君 |
|        |     | 国井      | 正幸君 | 大野つや子君 |     |
|        |     | 釜本      | 邦茂君 | 中原     |     |
|        |     | 海老原義彦君  |     | 橋本     |     |
|        |     | 鹿熊      | 安正君 | 武見     | 敬三君 |
|        |     | 大島      | 慶久君 | 景山俊太郎君 |     |
|        |     | 河本      | 英典君 | 岩井     |     |
|        |     | 中曾根弘文君  |     | 北岡     |     |
|        |     | 小野      | 清子君 | 秀二君    |     |
|        |     | 世耕政隆君   |     | 聖子君    |     |
|        |     | 林田悠紀夫君  |     | 橋      |     |
|        |     | 大河原太一郎君 |     | 中原     |     |
|        |     | 田沢智治君   |     | 爽君     |     |
|        |     | 矢野哲朗君   |     |        |     |
|        |     | 依田智治君   |     |        |     |
|        |     | 三浦一水君   |     |        |     |
| 龜谷博昭君  |     | 長谷川道郎君  |     |        |     |

官 報 (号 外)

平成十年五月十八日 参議院会議録第二十七号

### 議長の報告事項

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法)  
第一一六号)

行財政改革・税制等  
に関する特別委員会に付託

**行財政改革・税制等  
に関する特別委員会に付託**

(閣法第一一四号) 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

**経済活性化及び中小企業  
対策に関する特別委員会に付託**

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

の間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とノルウェー共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特

日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認する  
例等に関する法律案

ることを議決した旨衆議院に通知した。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上

の要件の採択並びに「これらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協

定の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日 千九百七十八年十一月二十三日及び千九百九十一年三月十九日に

ジユネーヴで改正された干九百六十一年十二月二日の植物の新品种の保護に関する國際条約の

締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法  
○一部改正する法律案

## の一部を改正する法律案

から内閣總理大臣宛次の決議を送付し、その旨衆議院に通知した。

の地下核実験に抗議する決議において承認することを議決した次の件

びに車両への取付け又は車両における使能な装置及び部品に係る統一的な技術上の採択並びにこれらの要件に基づいて行認定の相互承認のための条件に関する協結について承認を求めるの件

七十二年十一月十日、千九百七十八年十一日及び千九百九十二年三月十九日に一ヶで改正された千九百六十一年十一月植物の新品种の保護に関する国際条約について承認を求めるの件

法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通可し、その補欠を指名した。

基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法を改正する法律

院終裁から、国家公務員法第二十三条のづく新たな再任用制度を導入するための員法等の改正に関する意見を受領した。日議長において、次のとおり常任委員の員

員  
辭任  
足立 良平君  
瀬谷 英行君  
政・警察委員  
芦尾 長司君  
長谷川道郎君  
補欠

官 報 (号 外)

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第九号)同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とパキスタン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになつた諸問題に関する再質問主意書(瀬谷英行君提出)

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とパキスタン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

の協定の締結について承認を求めるの件  
去る十五日議長において、次のとおり常任委員会に  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員  
辭任

法律案（閣法第八八号）  
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案（閣法第八九号）

正月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第九号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案

旨の通知書を受領した。

## 定の締結について承認を求めるの件

協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

## なつた諸問題に関する再質問主意書(瀬谷英行)

同日衆議院議長から、国会において承認すること

受領した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国とバハーレーン国との間

法律案(閣法第八八号)  
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第八九号)  
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九六号)  
特定家庭用機器再商品化法案(閣法第九七号)  
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。  
  
国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第八号)  
  
国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第九号)  
外交・防衛委員会に付託  
私的占領の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)  
経済・産業委員会に付託  
同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
被災者生活再建支援法案  
同日委員長から次の報告書が提出された。  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第一〇七号)奉  
查報告書  
  
同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出民間旅客機による米軍の弾薬、小火器類の輸送に関する質問(答弁することができる期限 六月一日)

参議院議員本岡昭次君提出市民的及び政治的権利に関する国際規約第一選択議定書批准等に関する質問(答弁することができる期限 六月十日)

参議院議員小川勝也君提出建築設備士の資格確立等に関する質問(同 六月一日)

同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

被災者生活再建支援法

同日内閣から、土地基本法第十条の規定に基づく平成九年度土地の動向に関する年次報告及び平成十年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書を受領した。

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君、外務省総合外交政策局国際社会協力部長上田秀明君、外務省北米局長高野紀元君、外務省欧亜局長西村六善君、外務省経済局長大島正太郎君及び外務省経済協力局長大島貴三君の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理  
兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理  
門司健次郎君

外務省総合外交政策局国際社会協力部長事務代理 赤阪 清隆君

外務省北米局長事務代理 田中 信明君

外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊君

外務省経済局長事務代理 横田 淳君

外務省経済協力局長事務代理 堂道 秀明君

内閣官房内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君外政審議室長事務代理内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理司機次郎君外五名(同日議長承認)を、第一百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理門司機次郎君外五名(同日議長承認)を、第一百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。  
二、平成十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。(この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあっては平成十一年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十四日までに、その旨を告示しなければならない。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方行政・警察委員長 薫科 満治

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項後段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものとの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法昭和二十五年法律第二百号)第三十四条の二第一項又は第三項(これららの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成十一年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町

村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十五日とする。  
2 平成十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあっては平成十一年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十四日までに、その旨を告示しなければならない。  
3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項後段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙を行なうべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第一項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が平成十一年四月一日以後にかかる、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前

官報(号外)

に行つ場合を除き、当該選挙の期日は、同法第

三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又

は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているもの(除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行つべき期間が平成十一年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第一条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十二条第五項及び第三十四条第六項の規定に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 平成十一年二月二十五日

二 指定都市の長の選挙 平成十一年三月二十日

三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成十一八年

年四月二日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成十一年四月十八日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成十一年四月二十日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第三条 公職選挙法第三十四条の一の規定は、地方公共団体の議員の任期及び当該地方公共団体の議員の任期が共に平成十一年三月一日から同年五月三十日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第一百十九条第一項の規定により同時に行つ。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第一百十九条第二項の規定により同様に行つ。

(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成十一年四月十一日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行われる選挙における公職の候補者となることがで

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(文書図画の掲示の禁止期間)

第六条 第一条第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第四百四十二条第十六項の規定を適用する場合には、同項第一号に規定する一定期間とは、同条第十九項の規定にかかるらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日の六月前の日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成十一年三月一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議員又は長の任期満了による選挙

四 平成十一年三月三十一日から同年五月十九日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議員の任期満了による選挙

(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日の六月前の日の前日又は平成十年十月二十四日のいずれか早い日において現在在職する当該市区町村の長の任期満了の日が平成十一年一月二十八日以前の日であります。かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日以内の日から当該市区町村の議会の議員の任期満了の日の前日までの間にあるものの議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

あるものの長の任期満了による選挙に限る。)

三 平成十一年三月三十一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議員の任期満了による選挙

(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日以内に当たる日から当該市区町村の長の任期満了による選挙に限る。)

五 平成十一年三月三十一日から同年五月二十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日以内に当たる日から当該市区町村の長の任期満了による選挙に限る。)

日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日における当該市区町村の長の任期満了の日の前までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十四日」とあるのは、「同年一月十四日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるものとされるのは、「平成十一年十月十日」と読み替えるものとする。

（寄附等の禁止期間）

第八条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第一百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第一百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかるらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第九条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成十一年三月一日から同年五月三十日までの間に任期が満了する」ととなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十四日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙に係る選挙が行なわれることに伴い必要とする事項については、政令で必要な規定を設けることができる。)

三 平成十一年三月三十一日から同年五月三十日までの間に任期が満了する」ととなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十四日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了による選挙に係る選挙が行なわれるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙に係る選挙が行なわれるものとされるのは、「平成十一年十月十日」と読み替えるものとする。)

（附 则）

この法律は、公布の日から施行する。

（投票者氏名）

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

投票者氏名

井上 孝君

芦尾 長司君

井上 裕君

石川 弘君

岩崎 純三君

西田 吉宏君

中原 紗君

長尾 立子君

橋崎 泰昌君

中島 真人君

谷川 秀善君

竹山 裕君

田村 公平君

鈴木 直敏君

世耕 政隆君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

林田悠紀夫君

畠 留美君

松村 龍一君

溝手 顯正君

宮澤 弘君

守 有信君

依田 智治君

足立 良平君

伊藤 基隆君

笠原 潤一君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

北岡 秀一君

久世 公堯君

小山 孝雄君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

清水 達雄君

下稻葉耕吉君

塩崎 恭久君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

末広まさきこ君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

林田悠紀夫君

畠 留美君

松村 龍一君

溝手 顯正君

宮澤 弘君

守 有信君

依田 智治君

足立 良平君

伊藤 基隆君

笠原 潤一君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

北岡 秀一君

久世 公堯君

小山 孝雄君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

清水 達雄君

下稻葉耕吉君

塩崎 恭久君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

末広まさきこ君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

林田悠紀夫君

畠 留美君

松村 龍一君

溝手 顯正君

宮澤 弘君

守 有信君

依田 智治君

足立 良平君

伊藤 基隆君

笠原 潤一君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

北岡 秀一君

久世 公堯君

小山 孝雄君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

清水 達雄君

下稻葉耕吉君

塩崎 恭久君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

末広まさきこ君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

林田悠紀夫君

畠 留美君

松村 龍一君

溝手 顯正君

宮澤 弘君

守 有信君

依田 智治君

足立 良平君

伊藤 基隆君

笠原 潤一君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

北岡 秀一君

久世 公堯君

小山 孝雄君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

清水 達雄君

下稻葉耕吉君

塩崎 恭久君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

末広まさきこ君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

林田悠紀夫君

畠 留美君

松村 龍一君

溝手 顯正君

宮澤 弘君

守 有信君

依田 智治君

足立 良平君

伊藤 基隆君

笠原 潤一君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

北岡 秀一君

久世 公堯君

小山 孝雄君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

清水 達雄君

下稻葉耕吉君

塩崎 恭久君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

末広まさきこ君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

林田悠紀夫君

畠 留美君

松村 龍一君

溝手 顯正君

宮澤 弘君

守 有信君

依田 智治君

足立 良平君

伊藤 基隆君

笠原 潤一君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

北岡 秀一君

久世 公堯君

小山 孝雄君

佐藤 泰三君

坂野 重信君

清水 達雄君

下稻葉耕吉君

塩崎 恭久君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

末広まさきこ君

鈴木 政一君

鈴木 正孝君

田沢 智治君

高木 正明君

武見 敬三君

常田 享詳君

中曾根弘文君

永田 良雄君

長峯 基君

成瀬 守重君

南野知恵子君

橋本 聖子君

官 報 (号 外)

平成十年五月十八日 參議院会議録第一七七号

|    |     |     |     |     |     |        |    |     |     |     |        |         |        |      |     |     |    |     |     |     |     |     |    |        |     |     |     |     |    |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|----|-----|-----|-----|--------|---------|--------|------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|----|
| 笠井 | 有効君 | 渡辺  | 村沢  | 渕上  | 照屋  | 瀬谷     | 赤桐 | 大脇  | 益田  | 高野  | 木庭健太郎君 | 大久保直彦君  | 魚住裕一郎君 | 円    | 和田  | 前川  | 中尾 | 平田  | 寺崎  | 寺崎  | 齊藤  | 小林  | 久保 | 岡崎トミ子君 | 今泉  | 石田  | 美栄君 |     |    |
| 亮君 | 正治君 | 牧君  | 四郎君 | 貞雄君 | 寛徳君 | 英行君    | 操君 | 雅子君 | 洋介君 | 博師君 |        |         |        | より子君 | 洋子君 | 忠夫君 | 海野 | 洋子君 | 則幸君 | 昭久君 | 久光君 | 芭野  | 小島 | 小山     | 峰男君 | 喜子君 | 小川  | 今井  |    |
| 弘君 | 靖夫君 | 幸代君 | 正和君 | 英夫君 | 嶺君  | 三重野栄子君 | 田  | 谷本  | 清水  | 及川  | 渡辺     | 日下部櫻代子君 | 一夫君    | 孝男君  | 禮子君 | 風間  | 白浜 | 武田  | 節子君 | 松前  | 吉田  | 長谷川 | 寺澤 | 篠野     | 小島  | 峰男君 | 喜子君 | 喜也君 | 澄君 |

反対者氏名

|        |     |     |      |     |        |
|--------|-----|-----|------|-----|--------|
| 武田邦太郎君 | 石井  | 水野  | 西川   | 橋本  | 須藤美也子君 |
|        | 一二君 | 誠一君 | きよし君 | 山下  | 山下     |
|        |     |     |      | 永野  | 永野     |
|        |     |     |      | 佐藤  | 佐藤     |
|        |     |     |      | 道夫君 | 道夫君    |

|    |     |     |     |    |
|----|-----|-----|-----|----|
| ○名 | 立木  | 吉川  | 筆坂  | 洋君 |
|    | 戸田  | 扇   | 秀世君 |    |
|    | 平井  | 吉川  |     |    |
|    | 山田  | 星野  |     |    |
|    | 栗原  | 邦司君 |     |    |
|    | 堂本  | 千景君 |     |    |
|    | 島袋  | 春子君 |     |    |
|    | 星野  |     |     |    |
|    | 宗康君 |     |     |    |
|    | 君子君 |     |     |    |
|    | 暁子君 |     |     |    |
|    | 俊昭君 |     |     |    |
|    | 素夫君 |     |     |    |

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十年五月十八日 参議院会議録第二十七号

第明治二十九年三月三十日  
種郵便物認可日

|   |
|---|
| 發行所   |
| 二東京一<br>番京一大四<br>港五<br>號區八<br>藏省印<br>刷局             |
| 電話  |
| 03<br>(3587)<br>4294                                |
| 定額<br>(配本<br>部<br>送<br>料<br>別<br>一<br>〇〇<br>五<br>円) |